

# 松戸市教育委員会会議録

平成29年8月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

平成 29 年 8 月定例

開 会	平成29年7月27日(木) 14時00分	閉 会	平成29年7月27日(木) 17時15分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	伊藤 誠	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 29 年 8 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	〃 課長補佐	東畑 宏之
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22	〃 課長補佐	中坂 正夫
3	学校教育部 部長	波田 寿一	23	〃 指導主事	西野 友浩
4	学校教育部 審議監	池上 誠一	24	保健体育課 課長	大谷 直樹
5	学校教育部 審議監	胡内 敦司	25	〃 課長補佐	佐野 公雄
6	教育企画課 課長	鈴木 章雄	26	教育研究所 所長	山口 昌郎
7	〃 専門監	松丸 裕幸	27	〃 所長補佐	石井 裕子
8	〃 課長補佐	大西 真	28	〃 指導主事	椎橋 克夫
9	〃 指導主事	稲積 賢	29	市立松戸高等学校校長	加藤 俊文
10	〃 主任主事	四戸 俊也	30	〃 教頭	西野 孝
11	〃 主任主事	島村 仁美	31	〃 教諭	阿知波 育子
12	教育施設課 課長	鈴木 啓文	32	〃 教諭	石原 和樹
13	スポーツ課 課長	加藤 広之	33	〃 専門監	渋木 宣治
14	学務課 課長	織原 一浩	34		
15	〃 専門監	本木 健司	35		
16	〃 課長補佐	浅田 勉	36		
17	〃 主幹	横山 忍	37		
18	指導課 課長	鮎川 涉	38		
19	〃 課長補佐	秋谷 昌子	39		
20	〃 課長補佐	菊地 聖子	40		

## 平成29年8月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成29年7月27日（木） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

## 平成29年8月定例教育委員会会議 議題目次

### (1) 議案

#### ① 議案第21号

平成30年度使用松戸市立

松戸高等学校用教科書の採択について (学務課)

#### ② 議案第22号

松戸市学区審議会委員の委嘱について (学務課)

#### ③ 議案第23号

松戸市教育功労者の表彰について (学務課)

#### ④ 議案第24号

平成29年度9月教育費補正予算について (教育企画課)

#### ⑤ 議案第25号

平成30年度使用小学校、中学校及び学校教育法

附則第9条の教科用図書採択について (指導課)

#### ⑥ 議案第26号

審査請求にかかる

松戸市情報公開審査会への諮問について (教育企画課)

**教育長** 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、4名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合には、事務局への受付をもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

---

◎開 会

**教育長** ただいまから平成29年8月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いいたします。

**伊藤委員** はい。

**教育長** よろしく申し上げます。

---

◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案6件となっております。

このうち、議案第24号は、市長に対し意見を申し出る事項であって、市長の意思決定に係る重要な事項に属するものです。

また、議案第25号は、東葛飾地区西部採択地区協議会の選定結果を受けて、各市の教育委員会で教育委員会会議を開催し、教科書を採択することになりますが、会議の開催期日は各市教育委員会の裁量となっております。したがって、本市も含め各市の決定が相互に影響を及ぼすことなく採択を行うとの協議会の申し合わせを勘案する必要があります。

さらに、議案第26号は、個人情報にかかわる案件となります。

したがって、議案第24号、議案第25号、議案第26号の3件の審議を秘密会としてはい

かがか、お諮りいたします。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**教育長** それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

この後、行われます教育委員会会議のうち、議案第24号、議案第25号、議案第26号の3件の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、議案第24号、議案第25号、議案第26号の3件の審議は秘密会といたします。

なお、議案第25号の結果につきましては、9月1日以降に公表することとされております。

また、秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第24号、議案第25号につきましては、記録を残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、そのように取り計らわせていただきます。

では、ここからの議事進行を山田教育長職務代理人にお願いします。

---

#### ◎議案第21号

**教育長職務代理人** それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第21号「平成30年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

学務課長。

**学務課長** 学務課長の織原でございます。よろしくお願いたします。

議案第21号「平成30年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。

平成30年度使用教科書の選定関係資料を、さきの定例会議後に事前配付させていただきました。本件は、松戸市立高等学校管理規則第19条の規定に基づき、その採択をしていただくために提案するものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。

まず、さきの定例会議後にお配りしました関係資料のインデックス一覧表の1ページ目、様式1の1をご覧ください。

使用選定教科書一覧表でございます。右端の新規に丸をつけた教科書が新規に採択の対象となる教科書でございます。したがって、新規欄に丸をつけていない教科書につきましては、前年度以前に採択いただいている教科書を継続して使用することになります。

続いて、ページを1枚進め、様式1の2をご覧ください。

右端の難易度についてご説明いたします。教科書の難易度については、各教科担当教職員の判断に基づいて、基礎的なものをA、発展的なものをC、普通をBと記載しております。例えば、この表の一番下の行にある英語表現の教科書「ビジョン・クエスト・イングリッシュ・エクспレッションⅡ・エース」がCとなっております。これは国際人文科3年生の履修科目で使用いたしますので、高度な学習に耐える教材として選定された教科書であるためです。

ページを1枚進め、新規選定教科書採択調査票をご覧ください。

表右端の選択の方針欄は、インデックス方針のページにある松戸市立松戸高等学校で使用する教科書の採択に関する方針の各項目に、それぞれの教科書が適合していれば丸で記しております。事務局で事前に調査した結果、全ての教科書が採択の方針に合致しておりましたことをご報告いたします。

最後に、インデックス理由書のページをご覧ください。

使用教科書選定理由書でございます。幾つかの例を示してご説明いたします。

インデックス国語から2枚ページを進め、3枚目のページをご覧ください。

科目名の現代文Bでは、1、内容の(2)内容の精選にあるとおり、生徒が主体的な思考、表現が確立できるような教材が選ばれており、多様な可能性を追求できる教科書であると評価しております。

同様に、インデックス理科から7枚ページを進め、8ページ目をご覧ください。

科目名の地学基礎では、1、内容の(1)教科の目標への適合にあるとおり、目的意識を持って観察、実験を行い、地学的に探究する能力、態度を育成でき、科学的な見方や考え方を養うという目標に適合している教科書であると判断しております。

このほか、教科書の選定経過等につきましては、市立松戸高等学校長からご説明申し上げます。なお、質疑応答については、市立高等学校長及び教職員に対応していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。



私からの説明は以上でございます。

**市立松戸高等学校長** 市立松戸高校校長、加藤でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、教科書選定の経過についてご報告させていただきます。

お手元の資料5枚目、インデックス経過報告書をご覧ください。

5月10日、県教育委員会主催の高等学校教科書選定連絡協議会に教務主任が出席をし、教科書選定に当たっての説明を受けてまいりました。その際、さまざまな事務手続の書類を受け取ってまいりました。

また、5月16日付、松戸市教育委員会学務課長発文書、「平成30年度使用教科書の選定について」により、松戸市立高等学校使用教科書の採択に関する方針及び選定の観点にのっとり、厳正に選定することなどの指導がございました。

以上のことを踏まえまして、5月17日、教務部において選定の方針及び観点、選定の手順を確認し、手続を確認し、各教科主任に連絡をいたしました。

具体的な内容につきましては、お手元の資料の次ページ、方針2をご覧ください。

この方針に示された各事項に基づき、できる限り多くの教科書を比較検討し、最も適切な教科書を選定すること、さらに次ページにあります観点に基づき、慎重に選ぶよう指示しております。

経過報告書に戻りますが、5月17日から各教科において教科書の選定作業を開始いたしました。5月31日までに各教科会で選定教科書一覧並びに選定理由書が作成され、教務部に提出されました。その後、6月5日から教頭の指導のもと、教務部において提出された選定教科書一覧、選定理由書等が適切であるかを確認しながら取りまとめ作業を開始いたしました。

そして、6月8日、校長、教頭、教務主任及び教科書係で選定教科書一覧表、選定理由書、選定経過報告書等について記載内容を最終確認した上で、平成30年度使用教科書を決定し、12日、松戸市教育委員会へ報告したところでございます。以上、報告を申し上げます。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第21号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

教科書はこちらにあるものですが、後で休憩時間に見ることはできるということですが、選定理由書もついておりますので、その細かい字句一つ一つではなくて、大きな流れについてご確認をいただけたらよろしいのかなというふうに思っておりますが、いかがでし

ようか。

市場委員。

**市場委員** 去年の資料がちょっと見つからなかったの、おととしの資料との比較でちょっと質問させていただきたいんですけども、おととしの資料だと、教科書選定、この市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針の2番、教科書の選定のところに、学校評議員の方の意見も踏まえてという記載があります。今回そういう記載はないんですが、何か理由はあるのでしょうか。

**学務課長** 昨年度からなくしております。

**市場委員** ああそうですか。それはどういう理由だったんですか。

**学務課長** 昨年度末から今年度末に発生した一連の教科書採択をめぐる発行会社との不適切な対応事件を受け、より厳正な採択事務を行うため、慎重に精査して条文の一部の見直しを行いました。

**教育長職務代理者** 今のは不適切な例というのは、教科書採択に関して先生方で関与された方が事前に見ていたというような……

**学務課長** そうですね、事前に見ていた、関与していたということです。

**教育長職務代理者** というような報道をされた件ですね。

**学務課長** はい、そういうことがありましたので、やはりそれに基づいて、より厳正にということです。

**教育長職務代理者** それと評議員との……

**市場委員** それは関係ないような気がするんですけども……

**教育長職務代理者** お話は同じお話でよろしいですか。

**学務課長** すみません、学校評議員の意見を聞くことについては、市立高校とも協議して、学校評議員の皆様、高校で使用する教科書についてのご意見を得ることが、近年の評議委員会開催日程と教科書採択事務日程の都合上、難しいことや、広く一般の方々から意見を聴取することについては、年間を通じた教職員のさまざまな会合等の中で、教育に関する多くの皆様との意見を交換しておりますことから、それをもってなくしたということなんです。

**教育長職務代理者** よろしいでしょうか。

**市場委員** じゃ、その日程的な面と普段から意見交換をしているから、あえてここでする必要性は高くないという理由ということですか。

**学務課長** そうです。

**市場委員** はい、ありがとうございます。

**山形委員** 山形です。

初めて、この高校の教科書選定の会議にかかわらせていただいて、膨大な資料を見ながら、先生たちが本当に一冊一冊丁寧に教科書を選んでいただいているんだなということがよくわかりました。

大枠のところでは1点と、ちょっと細かいところで1点質問させていただきたいんですが、使用選定教科書一覧の難易度のところがAのところは理科と地学のところにあるのですが、これは高校の市立高校が普通科だからか、というところと、あとは理系ではないからというところで、このAの傾向にあるのかというか、そこを1点。

もう1点は細かなところかもしれませんが、国語の教科書を選定されている部分での、お子さんの学習能力等への配慮というところで、国表308の国語表現の教科書の中で、「書くことが苦手な本校の生徒を喚起する」という言葉があったので、何か書くことが苦手な傾向が市立高校のお子さんにあるのか、後半で現代社会の部分でも、生徒の読解力は低下しているという部分があったので、これは市立高校だけではなく、子供たちの国語の力が全国的に、落ちているのかというところのお話を聞かせていただけたらと思います。

**市立松戸高等学校長** まず1点目の理科科目で多分5科目ほどAがついていると思いますけれども、本校の生徒の入ってくる生徒の質として、理数系が若干弱い傾向があります。その中で、よりわかりやすく、しかも図表ですとか、そういうものが適切に配置されている教科書を特に選んでいると。その結果としてAランクのものがついているということでご理解いただければと思います。

それから、国語の書くこと、それから社会の読解力等についての現状ですが、他校もしくは千葉県全体、もしくは全国全体のことについては、ちょっと言及できませんけれども、市立松戸高校につきましては、そういった傾向が見受けられるので、そこをしっかりと指導していくための観点として、教科書を選んでいるというふうにご理解いただければと思います。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** じゃ、関連してちょっとそのAとB、ランクの件なんですけれども、先ほどの地学のところで言いますと、地学基礎と地学というのがあって、1年生と3年生で使用するようなことで、3年生で使用する地学はBなんですよね。これは同じ生徒が使うんですか、それとも別のカリキュラムの生徒さんが使われるようになるんですか。つまりAで始ま

っても、最終的にはBランク、B程度の教科書を使われるようになるのでしょうか。ちょっと理解の助けのために、コースごとに違う教科書を使うようにやっているのか。あるいは基礎というのは別のベーシックなカリキュラムがあるのでしょうか、教えてください。

高等学校長、お願いします。

**市立松戸高等学校長** 基礎科目につきましては、低い学年での必修科目になります。地学とかという、その基礎のついていないものについては選択科目になりますので、より3年生になって、その科目を選択したものが、一つのカリキュラム表の中で、一枚のカリキュラムの中で3年生のところに選択を幾つかの科目と抱き合わせの中で選択している中の一つが地学になるということになります。

**教育長職務代理者** ありがとうございました。

ほかに。

伊藤委員。

**伊藤委員** 1カ月以上にわたって先生方がそれぞれ各教科書を吟味されて、相当念入りに決められた結果だと思しますので、それについては基本的には評価したいと思うんですが、ちょっと新規か新規でないかという点について確認させていただきたいと思えます。この丸印がついていないのは、前年度以前に採択済みということで、それを来年度も同じように使われるということで理解できるんですが、この丸印がついている新規というのは、これまで使っていた教科書が出版社の都合で改訂されたため、同じ教科書なんだけれども、内容が変わったので新規ということに位置づけられておられるのか、あるいは、来年度からは、これまでとは出版社も違う新たな教科書を使われるということなのか、お聞きしたいんですけれども。

**市立松戸高等学校長** 基本的には、昨年度まで使った教科書の一部、例えば資料の一部が差しかえだとか、そういうことで行われている教科書をそのまま採択している形をとっておりますが、中に2科目だけ新たな教科書を採択しています。それが1つ目が、生物のスタンダード生物という科目になります。これにつきましては、新たに検定を通った教科書が最新の内容であること、それから昨年度までのものに比べ、教科書そのものが大判で写真や図も大きく、興味関心や理解度を増すものであるということで、新たに採択させていただきました。

もう一点の英語表現につきましてはですけれども、3年生に使います「ビジョン・クエスト・イングリッシュ・エクспレッションⅡ」の「エース」という形で、この2科目なんですけれども、これは今年2年時に使った教科書を新たに採択していただきまして、その子たちが3年生に進級したことによって、その系統の教科書を新たに採択していただくという形

で新規取り扱いにしたものです。

以上2科目になります。

**伊藤委員** わかりました。ありがとうございました。

**武田委員** 今のを重ねてもうちょっと聞いていいですか。

この新規のところでも、出版社がそろっているところというのは内容改訂なのかなと思って拝見していたんですけども、今の最後の英語のところですね、啓林館さんでそろっているけれども、新規でCということは、同じ出版社なんだけれども、レベルが変わったということですかね。通常は、その出版社さんごとにレベルが決まっていて、どこの出版社を選ぶかみたいな形になると思うんですけども。

**市立松戸高等学校長** 重ねて説明いたしますが、昨年度2年時のときにレベルを上げた教科書を採択ということをしたんです。その子たちが3年生になるときに、今まで使っていた、いわゆる卒業した3年生よりもレベルが上がっているものを2年生はやっているので、3年生でもそのつながりとして新たにレベルの高いものに切りかえたということになります。

**武田委員** じゃ、同じ出版社でレベルの違うものが2つあるというふうに……

**教育長職務代理者** 補足するとBとCになっているので、2年と3年が、それはどういうことですかという質問だと思うんですが。

**市立松戸高等学校長** 1・2年生が使うIはBランクだけれども、3年生の者が使うIIは、Cランクで高いものになっているということになります。

**教育長職務代理者** だから、出版社ごとにそろっているわけではないと。

**武田委員** というわけではないと。

はい、すみません、ありがとうございます。

**教育長職務代理者** そのほかいかがでしょうか。

私から1点、生徒のレベルというお話がありましたけれども、結構多様になってきているんじゃないかなと思います。入学される生徒さんのいわゆるレベルが高いといえば高いのかもしれませんが、理系、文系もそうですし、芸術に向く方もいるし、いろんな方向に向くという意味で、多様化を進めようとしているし、その中で結構変化があるんだろうなと想像しているんですけども、教科書選定の上では、そういった意味で、一歩じりっとレベルを上げるとか、そういうことは今も拝見したんですけども、何か感じていらっしゃる、指導されている中で、その生徒の多様性にこれで対応できているのかというあたりからコメ

ントをいただけるとありがたいなと思うんですけども。

学校長、お願いします。

**市立松戸高等学校長** 新学習指導要領もにらみながら、いわゆる観点を幾つか、例えば知識理解だけではなくて、いろんな発表ですとかプレゼンテーションですとか、もしくは集団で物事を意見をすり合わせてつくり出していく力も教科内で教えていこうという、そういう流れにあります。そうしたときに、教科書は教科書なんだけれども、グループで、ある題材について話し合っていく、その中での自分の役割とかポジションとかということも培っていく、そんなことも学力として捉えるならば、そういうことにも対応できる、教科書もそうなんですけれども、授業自体のつくりというものについて、今、研究を進めている最中です。そのことについては、市立高校としても前向きに捉えて研究していく段階に入っていると思えますし、今始めているところでございます。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

山形委員。

**山形委員** また少し細かいところで、山形です。

理科の科目のところ、実験動画の配信という言葉があったのと、あと芸術のところでもAR（拡張現実）を連動した作品の鑑賞というのがあったんですけども、こういうメディアを使った授業というのは、今主流になりつつあるのかということもわからなかったもので、その点と、学校内でそういうものを学習するときに活用するのか、それとも自宅に帰ってスマートフォンやパソコンを持っている子は、そういう自宅でもそのようなものを活用して学習できるのかを聞きたいです、お願いいたします。

**市立松戸高等学校長** お答えします。

今の段階で、学校内で例えば美術系などとか書道などは、それこそ本当に映して、それをディスプレイにして、そこで指導している、わからせるというようなこともやっております。それから、各教室にプロジェクターを持って行って、コンピューターやもしくはコンピューターからの画像を投影して、それによって指導していくということに切りかえていこうという形で進めています。

ただ、それをそのメディアなりデータをもって家で自宅で学習するところまでには及んでいないという、そこは研究材料になってくるだろうというふうに考えています。

以上です。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理人** よろしいですか。

すみません、次々に私も質問して申しわけないですけども、以前ちょっと質問に出ているんですけども、主権者教育、もう選挙権年齢が18歳になって、もう当事者である生徒さんも多くいらっしゃる。議論する方向に文科省も指導要領がどんどん変わっていく、これは義務教育の段階から。この辺での対応、教科書だけではまだできないことだろうと思うんですけども、この辺での何か変化というものがあるかどうか、教えていただけるとありがたいんですけども。

学校長、お願いします。

**市立松戸高等学校長** 当然のことながら、公民科あたりで教科として取り扱っていく内容ではありません。ただし、例えば家庭科、もしくは保健体育の中でも例えば医療の問題であるとか、もうそういったところでいわゆる主権者として、そういったところに行政や、そういったところのサービスを受ける権利がある。それを取捨選択していくことができるだろうというようなことも含めて、幅広い教科間での学習を進めることによって、主権者教育は成り立っていくだろうと。単一の教科であるとか科目だけで行われるべきじゃないだろうというふうに考えています。

そういう意味で、そこに意識をして各教科でその内容について指導することもあわせて進めている最中でございます。当然のことながら、学校、特別活動として生徒会活動ですとかもしくは集会等で選挙管理委員会ですとか、もしくは租税教育ですとか、そういったところでの講演会も活用しながら進めている最中でございます。

以上です。

**教育長職務代理人** ありがとうございます。

いかがでしょうか。資料自体は事前に配られたものが大変ボリュームのある教科ごとの教科書ごとの資料がありました。お目通しいただいているかと思いますが、ほかはよろしいでしょうか。

教育長、よろしいですか。

**教育長** はい。

**教育長職務代理人** ほかになければ。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は  
終結といたします。

これより議案第21号を採決いたします。

議案第21号については、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第21号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第22号

**教育長職務代理者** 次に、議案第22号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題といた  
します。

では、ご説明をお願いいたします。

学務課長。

**学務課長** 学務課長、織原です。

議案第22号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

松戸市学区審議会委員の任期が平成29年7月1日をもって満了いたしました。松戸市学区  
審議会条例第2条の規定により、5ページにございますように、新任4名、再任10名、計14  
名を学区審議会委員として委嘱することを提案いたします。

4号委員（住民の代表）につきましては、これまでは市政協力員制度のもと、各地区の地  
区長全員13名に委員を委嘱してきたところでございますが、平成28年度3月末に当該制度が  
廃止となりましたので、この機に4号委員の委嘱について検討を加えました。その結果、近  
隣市の状況と比較して、松戸市は学区審議会委員の人数が多く、また構成につきましては、  
住民の代表、4号委員が多いということが確認できました。地域住民のたくさんの代表の方  
からご意見をいただくのも一つの考えですが、大局的にご意見をいただきながら、審議会を  
運営していくことができるものと考えております。必要に応じ、当該地域の代表の方から意  
見をいただき運営していくほうが効果的と判断いたしました。

そして、松戸市学区審議会条例において、必要に応じて当該地域代表の意見を求めること  
ができると規定されておりますことから、今後の学区審議会委員、4号委員につきましては、  
市政協力員制度の廃止により、新たに組織された松戸市町会・自治会連合会の役員7名  
に委嘱したいと考えております。また任期といたしましては、任期満了日の翌日の平成29年



7月2日から平成31年7月1日までとなります。本来でしたら、学区審議会委員の任期満了前に教育委員会議に提案するべきところですが、今回の委嘱につきましては、松戸市町会・自治会連合会との調整に時間を要したため、任期満了後の提案となりましたことを申し添えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**教育長職務代理者** 議案第22号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

変わった点を確認すると、人数は減っているということですね。20名以内というのが学区審議会条例で決まっているところ、今回は14名の選任ということで、その比率が変わったと。そこについてはご説明のあったとおりというところであり、かつその調整のために既に任期に入っているという、その間の支障はなかったということですね、学区をご審議いただく場はなかったということですね。

それでは、ご意見を、いかがでしょうか。

伊藤委員。

**伊藤委員** この審議会なんですけど、これは例えば東松戸小学校ができたりという大きな事例があったときには、本当に大変な作業が生ずるんだろうと思うんですけども、それ以外、例えばこれは定期的に開かれるものなのか、あるいはその必要が生じたときに、これは会長が招集をするということのようですので、必要が生じたときだけに行われるものなのか、あるいはそういう何か児童生徒の増減というか、そういう人口動静に基づいて、あるいは定期的に何かそういうレビューみたいなものが行われるのかとか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけども。

**学務課長** まず、この会議につきましては、必要に応じてという形になります。先ほどの東松戸小学校につきましては、新設校、新設に当たって学区の見直しを図るということになります。

あとは、特別支援学級の増設、昨年度も第六中学校のほうで新設されましたが、そのような設置にあたりまして開くこととなります。

**教育長職務代理者** 特別支援学級のときに時折やはり線引きがかなり変わってくるということなんです。

**伊藤委員** あと、後半で質問したことなんですけれども、何かそういう児童の増減というか、その辺の学校ごとの人数がそれぞれありますよね。それがあ学校が増えているとか減って

いるとかいうようなことを踏まえて、児童生徒のそういった動態というか、そういったものも調査しながら、一定時期ごとに何かレビューをされるのか、そういった必要性、そういう何か新しい学校ができるとか、特別支援学級が設けられるとか、そういったときに会議を開くのは当然なんですけれども、それ以外にそういった見直しとか、そういったことは通常行われているのでしょうか。

**学務課長** 今の児童推計、生徒推計といいますけれども、その辺は常に学務課、それから施設課とか保健体育課、各課で情報共有をしております。必要に応じてそういう共有をしながら、定数の確認はしているところでございます。ですから、定期的、ある程度は定期的に行っておりますけれども、その都度必要に応じて、適正規模、適正配置については考えてきております。

**教育長職務代理者** 学区審議会のミッションではないということですね。

**学務課長** はい、ないということです。

**伊藤委員** ミッションではないんですか。

**学務課長** はい、その適正規模、適正配置に基づきまして、学区を見直したほうが良いということになれば、学区審議会にかけて、審議していただきます。

**伊藤委員** そうなりますよね。そうするとそういうきっかけでこれまでこの審議会が開かれたことはあるのでしょうか。

**学務課長** ええ、あります。例えば喫緊では、第五中学校区の通学区域の見直しなどを最近行っております。

**伊藤委員** はい、わかりました。

**教育長職務代理者** ほか、よろしいですか。

1点、先ほどの説明いただいた中のお話で、再度で恐縮なんですけど、各地域から代表されてこの委員に入っておられた方が、いわゆる町会・自治会連合会のお役目として今度は入っていただくようになっているとつまり、1地域1代表みたいな形じゃなく入っておられる。まだ会議は開かれていないと思うんですけども、これは市内全域に関しての意見が集まりにくいのではないかとこのふうに見られる面があると思うんですけども、そういったことについては、特に配慮をすべきことではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。重ねてちょっとコメントをいただければ。

学務課長、お願いします。

**学務課長** 学区審議会条例において、必要に応じて当該地域代表の意見を求めることができる

とありますので、そういう事項がありますから、今例えばもう少し審議が必要で、さらに、細かいところの審議が必要であれば、その地域の代表の方にあえて来ていただいて、その審議会に参加していただくことは可能でございます。

**教育長職務代理者** そういう条項を発動すれば十分にカバーできると。

**学務課長** 十分にカバーできると考えております。

**教育長職務代理者** はい、わかりました。

ほかよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第22号を採決いたします。

議案第22号については、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第22号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第23号

**教育長職務代理者** 次に、議案第23号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明をお願いします。

学務課長。

**学務課長** 議案第23号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明申し上げます。

松戸市学区審議会委員の任期が平成29年7月1日をもって満了したことに伴いまして、退任された委員さんのうち、3期以上の任期を経た3名の委員に、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号の規定により、感謝状を贈呈いたします。

このほど退任された委員で、渡辺仁氏は、平成23年7月2日から平成29年7月1日までの3期6年にわたり、松川正氏は、平成17年7月2日から平成29年7月1日までの6期12年にわたり、また中沢卓実氏は、平成7年7月2日から平成29年7月1日までの11期22年にわたり学区審議会委員として適切な学区の審議を行っていただきました。その功績は大変大きなものがございます。よって、感謝の意をあらわすため感謝状の贈呈をしたいと考えておりま

す。よろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第23号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。これより質疑及び討論に入ります。

先ほどの議案とセットといいますか、ここでかわられた大変長くお務めいただいたという方もいらっしゃると思います。よろしいでしょうか。これは記念品はなしですね。2条5項での感謝状。

伊藤委員、お願いします。

**伊藤委員** すみません、8ページのこの推薦調書なんですけれども、ちょっと気になったのは、功績の概要のところ学区審議会委員として児童・生徒の通学区の安全確保のために学区の変更・決定に努めた功績は多大であるとあるんですけれども、どうも私の理解からいうと、この審議会は通学区の安全確保のために学区の変更・決定に努めるというよりは、児童・生徒の適正な通学区を確保するために学区の変更・決定に努められたとしたほうが良いように思われます。安全確保のために学区の変更・決定に努めるというのは、何かちょっと余りぴんとこないんですけれども。

**教育長職務代理者** 学務課長、いかがでしょうか。

**学務課長** 今ご指摘いただいたのはわかります。適正な通学区域の確保がまずあります。その中でやはり子供たちに安全が確保されていくことになりますので、今ご指摘いただいたところが適当だと思います。

**教育長職務代理者** 審議会条例の第1条によると、松戸市教育委員会に学区設定の適正を期するため諮問機関として松戸市学区審議会を置くこととあります。目的に関する条項はここらになると思いますが、文言については検討なさいますか。表彰する推薦調書についても記録には残ると思いますので、ここで何か訂正をされますか。それともこれは議案外ということではないんですかね。参考資料ということではないんでしょうか。そうであるとすればもう一回見直しを。

学務課長、よろしくお願いいたします。

**学務課長** このところを、すみません、訂正をさせていただきたいと思います。

「通学区の設定の適正を期し」という言葉を入れさせていただきます。適正な通学区域の設定という意味で「通学区の設定の適正を期し」という言葉を入れさせていただきたいと思います。

**教育長職務代理者** 訂正がありました。

功績の概要のところは、多年にわたり、学区審議会委員として児童・生徒の通学区の設定の適正を期し、学区の変更・決定に努めた功績は多大であると。これが8ページ、9ページ、10ページ、日本語的にはそれで大体意味が通りましたでしょうか。

**伊藤委員** 結構です。ありがとうございました。

**教育長職務代理者** お一方お一方について特に何かのご意見、ご異論があるということではないかと思います。形式について訂正が1つ、ご質問からありました。

このお三方について感謝状をお贈りするということについてはいかがでしょうか。特によろしければ、ほかにご意見、ご質問はないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

議案第23号につきましては、修正をした上で、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第23号は、修正を経て原案どおり決定されました。資料のところだけ訂正ですね。

以上で終結といたします。

---

#### ◎議案第24号

**教育長職務代理者** 次に、議案第24号「平成29年度9月教育費補正予算について」と、議案第25号「平成30年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」と、議案第26号「審査請求にかかる松戸市情報公開審査会への諮問について」の3件を議題といたします。

会議冒頭で、教育長がお諮りしましたとおり、議案第24号、議案第25号、議案第26号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席を願います。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、生涯学習部参事監、教育企画課長、学校教育部長、学校教育部審議監。

以降指定する職員は、各議案で入れかえをお願いします。

議案第24号、教育施設課長、社会教育課長、社会教育課主査、スポーツ課長、スポーツ課長補佐、学務課長、学務課専門監、学務課長補佐、指導課長、指導課長補佐、保健体育課長、保健体育課長補佐、教育研究所長、教育研究所長補佐、教育企画課長補佐、教育企画課指導主事。

議案第25号、指導課長、指導課長補佐、指導課指導主事、教育研究所長、教育研究所長補佐、教育研究所指導主事。

議案第26号、学務課長、学務課専門監、学務課長補佐、指導課長、指導課長補佐、指導課指導主事。

以上です。

ここで一旦休憩を挟みます。再開は10分後といたします。後ろの時計で3時ちょうどといたします。休憩中に、議案第24号に指定された職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

それでは、10分間休憩に入らせていただきます。

(休憩)

---

(再開)

**教育長職務代理者** それでは、再開いたします。

---

(以後、秘密会)

**教育長職務代理者** では、議案第24号「平成29年度9月教育費補正予算について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

教育企画課専門監。

**教育企画課専門監** 議案第24号「平成29年度9月教育費補正予算について」ご説明申し上げます。

本件は、平成29年度9月教育費補正予算について、9月定例市議会に議案を提出するよう市長に申し出るものであります。

提案の理由でございますが、平成29年度9月教育費補正予算を要求するためでございます。

それでは、ご説明いたします。

資料13ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

一番上の段、国庫支出金、教育総務費委託金のうち180万円につきましては、義務教育未就学者等の就学機会の充実を目指した文部科学省の中学校・夜間中学校設置促進等推進事業の委託金を受けるため補正を行うもので、その下の段、173万4,000円につきましては、医療的ケアが必要な児童生徒に対する看護師派遣への支援体制を構築するため、文部科学省が進めている学校における医療的ケア実施体制構築事業の委託金を受けるため、補正予算を行うものでございます。

上から3段目、県支出金、教育総務費委託金の補正額40万円につきましては、千葉県オリンピック・パラリンピックを活用した教育の取り組み方針に基づくオリンピック・パラリンピックを活用した教育推進事業委託金を受けるため補正を行うものでございます。

その下、諸収入、雑入の補正額300万円につきましては、昨年火事で焼失した栗ヶ沢中学校の弓道場建屋の復旧工事に伴って、建設総合損害共済を受けるため補正を行うものでございます。

その下、市債、中学校債の補正額3,080万円につきましては、小金北中学校の屋内体育館の屋根の改修工事に伴いまして、義務教育設置整備事業債が増額となるため、補正を行うものでございます。

以上が歳入補正額3,773万4,000円の増額でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

資料14ページをお願いいたします。

以降は全て教育費となります。

一番上の段、オリンピック・パラリンピック教育推進事業の補正額40万円につきましては、千葉県オリンピック・パラリンピックを活用した教育の取り組み方針に基づき、教育推進校の指定を受けた大橋小学校と小金中学校の2校に対し、県の委託を活用した事業を行うため補正を行うものでございます。

その下、医療的ケア推進事業の補正額173万4,000円につきましては、医療的ケアが必要な児童生徒に対し、本市では看護師を派遣して対応しておりますが、文部科学省が進めている学校における医療的ケア実施体制構築事業を活用し、派遣看護師に対して、医師による巡回指導等も含めた支援体制を構築するため補正を行うものでございます。

その下、小学校施設維持管理事業のうち、校舎等改修事業、補正額1億1,812万4,000円につきましては、栗ヶ沢小学校のプールろ過機及び建屋の改修工事を行うほか、施設整備の保

守点検等において指摘を受けている等、早急に改善を求められている事項について、安全確保を図るため緊急に修繕や工事を行うために補正を行うものでございます。

その下、小学校要保護及び準要保護児童就学援助費の補正額3,102万9,000円につきましては、平成29年度より国の準要保護児童生徒援助費補助金の基準額が増額となるため、それにあわせて、市の準要保護に関する就学援助金の基礎額を増額するとともに、平成29年3月31日の文部科学省により、中学校入学前に新入学用品費を前倒しして支給するため、補正を行うものでございます。

その下、小学校施設整備事業の補正額360万円につきましては、特別支援学級等の新規開設に伴い、小学校3校で老朽化した電話設備の修繕を行うため補正を行うものでございます。

その下、中学校施設維持管理事業のうち、校舎等改修事業の補正額9,210万5,000円につきましては、小金中学校の屋内体育館アリーナ部分に多数の雨漏り箇所があるため、屋根の改修を行うほか、施設整備保守点検等において指摘を受けるなど、早急に改善を求められている事項について安全確保を図るため、緊急に修繕や工事を行うため補正を行うものでございます。

その下、中学校夜間学級事業の補正額180万円につきましては、中学校夜間学級開設に向けた調査研究のため、先進的な取り組み事例を視察するなど、講演会の開催や夜間中学校開設に伴う意向調査等を行うため補正を行うものでございます。

続きまして、15ページ、一番上の段、中学校要保護及び準要保護生徒就学援助費の補正額1,178万2,000円につきましては、平成29年度より国の準要保護児童生徒援助費補助金の基準額が増額となったため、それに合わせて市の準要保護費に関する就学援助金の基礎額を増額するため補正を行うものでございます。

その下、中学校施設整備事業の補正額2,665万9,000円につきましては、栗ヶ沢中学校の弓道場が火災により焼失したため建屋の復旧を行うほか、特別支援学級等の新規開設に伴い中学校2校で老朽化した電話設備の修繕や、六実スポーツ広場の設備修繕等を行うため補正を行うものでございます。

その下、美術品管理業務の補正額5万5,000円につきましては、平成29年1月25日付同額の寄附があったため、所蔵する絵画作品の額縁を購入するため補正を行うものでございます。

その下、スポーツ振興基金積立金の補正額5万円につきましては、平成29年2月27日付同額の寄附があったため、基金に積み立てるため補正を行うものでございます。

一番下の段、学校体育備品整備業務、補正額4,282万2,000円につきましては、使用禁止の



判定を受けた小学校遊具及びサッカーゴール、バスケットゴールのうち、修繕で対応できるものの整備を行うため補正を行うものでございます。

以上、歳出の補正額 3 億 3,016 万円の増額でございます。

ご説明は以上でございます。

なお、質問につきましては、担当課からご説明させていただきたいと思っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**教育長職務代理者** 議案第24号については、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。どこからでも。

伊藤委員、お願いします。

**伊藤委員** じゃ 1 点、14 ページなんですけど、一番最初のこのオリンピック・パラリンピックを活用したものなんですけど、大橋小学校、小金中学の 2 校で県の委託経費を活用した事業を行うということになっておりますが、できればその内容を、どのような事業を行うのか教えていただければと思います。

**指導課長** 事業の内容でございますが、まず大橋小学校ですが、ドミニカ共和国と梨を通じての連携になるんですけども、梨を栽培するために受粉、袋かけ等、今まで行ってきたことをまとめまして、梨農家さん、来賓の方々、保護者、それからドミニカ共和国の方に紹介をするという学習でございます。

従来から松戸市とドミニカが友好関係にありまして、その中で一緒にドミニカに実際に行かされている梨協会の方が大橋小でもご指導いただいているという関係もありまして、そこから選ばれた経過がございます。4 年生が主に学習をしまして、その梨についてですとかドミニカ共和国について学んだことを、3 年生にわかりやすく引き継いでいくというような事業を行う予定でございます。

もう一つとしましては、梨の引き継ぎ式でいろんなお客様をお招きして、そのおもてなしをするという学習、それからその際のマナーやルールを学ぶ学習を進めてまいります。

小金中学校のほうですが、小金中学校のはもともと小金地区におきまして、地域の方々とオリンピック・パラリンピックに向けたボランティアガイド育成事業というものを進めておりました。そのところに小金中学校の英語部が既に参加をしておりました。その関係もありまして、外国の方へのおもてなしを英語で行うというようなことを今進めております。

実際の事業の内容としましては、実践の予定としましては、各種イベントやスポーツ大会の運営ボランティアに参加をしたり、学校支援ボランティアにおいて、大人と一緒に活動し

たりする体験を通して、ボランティア活動の意義や多様なボランティア活動を理解する、そういう学習を進めていく。

それからもう一つ、オリンピック・パラリンピックに関しまして、体育の時間にゲストティーチャーをお招きして、オリンピック・パラリンピックの歴史を学習するというようなことも1つ計画をされております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 今の最後のお話は、この大橋小、小金中以外ですか。

**指導課長** 大橋小と小金中でございます。

**教育長職務代理者** においてということですか。

**指導課長** そうです。

**教育長職務代理者** 伊藤委員。

**伊藤委員** 梨については大橋小学校、そういう昔からの経緯がありますので、大橋小学校でやるというのは誰でも納得できると思うんですけども、今、小金中学校でやろうとされているようなことは、たまたま小金中学でそういう英語部の活動が盛んであるとか、いろんな理由があるんでしょうけれども、オリンピック・パラリンピックまでに他の中学校にまで拡大していくというようなことは、もちろん予算との関係もあるんでしょうけれども、まだこれから検討される可能性はあるんでしょうか。

**指導課長** もともとこの事業が千葉県から県内でキャンプを行う予定の市、8市に依頼がありまして、そこから小学校、中学校、1つずつ選んで紹介をしてほしいという依頼がございました。そういう中で、大橋小学校と小金中学校を紹介をさせていただきました。現在、県内で小中高、それから特別支援学校合わせて30校がこの指定を受けているところでございます。来年度以降、この事業を国・県が続けていけば、またほかにも広がることにはなるんですけども、とりあえず今回この2校が指定を受けてという形になっております。

当然、いい事業であって、その成果が学校として他に広げられるものであれば、それは積極的に広げていきたいと考えております。

**伊藤委員** そうですね。はい。

**教育長職務代理者** ほかに。

武田委員。

**武田委員** 2点、お聞きします。

14ページが一番下のところなんですけれども、夜間中学のところ、視察、講演会等はわ

かるのですけれども、意向調査なんです、どういった形のものをするのか、意向というのは要するに、入学したい人がどのくらいいるのかというのを調査するんだと思うのですけれども、勉強会の話だと、他市からの流入とかもあわせて考える必要があるようなことをおっしゃっていたので、結構大規模になるのかなと思ったりいたします。どんな形で意向調査というのはなさるのかなと、その内容がもしわかれば教えていただきたい。あともう一点は、小学校のほうと中学校のほうとまたがるんですけれども、学校建設費の中の特別支援学級の開設に伴い、小学校3校で老朽化した電話設備の修繕を行うための補正を行うと書いてあるんですけれども、特別支援学級の新設に伴って、どういった形でこの電話設備というものを重要視して修繕を行うという形をとったのかという、そのセットがなぜなのかというのがちょっと理解できなかったので、教えていただきたいなと思っています。

ひとまずその2つをお願いします。

**教育長職務代理者** 最初は意向調査、中学校夜間学級事業の意向調査について。

2番目が、老朽化した電話と特別支援学級との関連。どなたになりますでしょうか。

生涯学習部参事監。

**生涯学習部参事監** 私からは、夜間中学についてお答えさせていただきます。

この調査研究は、先ほどの話ですと、どのような方を対象にやっていくかなんですけれども、普通でいうアンケートで無作為とかいうのではなくて、施設にアンケートを配布させていただいて、市内に50カ所ぐらいの施設にそのアンケートを設置させていただいて、その中からアンケートをいただくというような形をとりたいと思います。

**武田委員** フリーで持って行っていただくような形ということですか。

**生涯学習部参事監** そうです。というのはそれは国もそういうような形で、国も調査をやっておりまして、それに準じた形で調査をやって、ある一定の意向をどのような考えを持っているかというのをとりたいと。具体的に何人来るとか、そこは具体的な人数とかというのはすごい難しいんですけれども、その辺のどのくらいの需要があるというのは、他市のとかを参考にしつつ、ある一定のこういう需要はあるだろうというような形の調査になろうかと思えます。

**教育長職務代理者** もう一点、教育研究所長。

**教育研究所長** 特別支援学級の電話ですけれども、特別支援学級の特徴といたしまして、子供だけにできる状態をできるだけつくりたくないということで、例えば朝、登校をしてこないときに、家庭に連絡をするときに通常学級であれば、ちょっと子供を教室に待たせて職員室か

ら電話するとかということが出来ますけれども、ちょっとそれがなかなかできないので、教室から直接外部に電話できる。それから知的の学級であったりすると、送り迎えを保護者にしてもらっているようなときもありますので、そのときの連絡、途中で体調が悪くなったときに、単純に保健室で職員室から教員が連絡という形にはなかなかできないので、直接教室から外部に連絡できるような、そういう設備を全ての特別支援学級には設置している。そういうところがございます

**武田委員** わかりました。

**教育長職務代理者** 老朽化というので、何かあれですね。

**教育施設課長** 特別支援学級の電話回線に伴いましてということで、もう各学校も電話設備については、既に老朽化になっているところなんですけれども、この機会にあわせてということで、全ての電話機の交換と、それからビジネスフォンタイプの最新の多機能電話を兼ねたものをやはり設備する必要がありますので、そういった形で設備の交換を今回行う予定となります。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

よろしいですか、武田委員。

**武田委員** はい、わかりました。

**教育長** 勘違いしないでいただきたいですけれども、老朽化というのはぼろぼろとかそういう意味じゃなくて、多機能についていけない回線であるという意味です。

**武田委員** はい。いや、その今の説明でクラスから離れられないということに、すごく重点を置いているということがすごくよくわかりました。意外とそうですね、できそうでできないというところが盲点だと思います。ありがとうございます。

それともう一点、下の意向調査の件なんですけれども、国のほうでもそういった形でいろんなところでなさっているということなんです、いつの期間でどのくらいの……

**生涯学習部参事監** 今考えているのは、10月から4カ月程度、来年1月とすると4カ月ですね。先ほど言ったはがきを各施設に配布させていただいて、自由にお答えしたい方からそのはがきを投函していただくという形です。

**武田委員** これに対する広報みたいなのは、またあるんですか。それもこの費用の中に……

**生涯学習部参事監** ええ、それもあわせて、広報は全然入っていないです。

**武田委員** ここには費用は入っていない……

**生涯学習部参事監** それは広報まつどの話で、あれは公費で。

**武田委員** ああ、なるほど。

**生涯学習部参事監** 要するにできますので、その辺もあわせて広報に掲載等をさせていただきたいと考えています。

**武田委員** はい、ありがとうございます。

**市場委員** 14ページの上から3番目、栗ヶ沢小学校プールのプールろ過関連費用が、小学校施設維持管理事業、校舎等改修業務で、目として学校管理費になっていて、今のその特別支援の新規開設に伴うのは、小学校施設整備事業になって学校建設費になっていて、何か事業としてそんなに違うものなのかなと思いつつ、何で目が違って事業名が違うんだらう。素朴な疑問なんですけれども、その辺は何か理由があるんでしょうか、こういうものの分け方というのは何か理由があるんでしょうか。

**教育施設課長** 今お話にありましたプールろ過機と、それからそれにあわせるような形の電話設備費が学校建設費、学校管理費のその区分けであるとかというところなんですけれども、電話設備の修繕ということで、建設費の中でなくてもというお考えもあるところなんですけれども、今回の要求の形としては、こういった形で小学校、それから中学校、それぞれ学校建設費の中で事業の中に組み込ませていただくというような形にさせていただいております。以上でございます。

**市場委員** 明確な区切りがあるものでもないと思ってもいいんですかね。

**教育施設課長** その施設に付随するということで、建設的な色合いですとか、それから管理的な色合いが当然あるところなんですけれども、今回新たな特別支援学級の開設というところの位置づけもありますので、建設的なというような判断のもと、こちらの要求にさせていただいております。

**市場委員** ありがとうございます。

あともう一個いいですか。それこそ事業の内容として、2番目の特別支援教育事業、医療的ケア推進業務ということで、医師による巡回指導みたいなことが書かれているんですけれども、これは具体的にどんなことを想定されているのか、ちょっと教えてもらえますか。

**教育研究所長** 現在医療的ケアの必要な子供が4校に6名おまして、そこに6名の看護師を松戸市として派遣しています。医療的ケアの内容は、気管切開のたんの吸引であったり、胃ろうによる水分補給であったりします。今は担当医の指示書に基づいて看護師がその医療的なケアの措置をしているところなんですけれども、実際に学校の中で行われている医療的ケアが

適切に行われているのかどうか、そういうようなことを巡回の医師に診てもらいたいようなことが必要性はずっとありまして、それが今回、文部科学省のほうで学校における医療的ケア実施体制構築事業という事業が始まった関係で、そのお金を利用して3つのことを計画しています。

1つは、指導医による巡回指導です。実際に学校内で医療的ケアをやっている状況を見て指導していただくのが1つ。

それから、それを含めて医師会、それから訪問介護の方、それから特別支援学校の方等を集めて、市内の医療的体制、医療的ケア体制を構築すると。

それから3点目が、それに基づいて医療的ケアのガイドラインをつくると。以上の3点をこのお金を使って今回やらせていただいて、医療的ケアの体制の充実を図りたいと、そういうことでございます。

**市場委員** これは9月の補正ということで、今年度9月から来年の春までにそういうことをやるということだと思うんですけども、永続的な事業になるんですか。

**教育研究所長** 予算がつき次第、実際には10月ぐらいから体制をつくりましますけれども、こちらとしては永続的にやりたいというふうには考えておりますが、その後の予算どりの仕方によってどうなるのかというのは、こちらとしては希望はしております。

以上です。

**市場委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 全国でやればすごい予算をかけてということになるんですが、これは4校で6名いらっしゃると。

**教育研究所長** 現在は。

**教育長職務代理者** 現在ということで、そういうケアができれば、さらに潜在的にあったニーズが表に出てきてということもあり得るわけですね。これから始めてみてということになるんでしょうかね、市場委員。

**市場委員** 詳しく知らないけれども、松戸市は比較的受け入れているということをよく聞きますし。

**教育長** 先進というか、県内で全部で幾つでしたか。余り多くはないですね。

**教育研究所長** 昨年度のデータになりますけれども、県内では27校31人がおりまして、そこに18名の看護師がついていました。そのうち昨年度ですが、松戸は5校8人、7名の看護師を昨年度派遣しておりましたので、県内の中では松戸は非常に高い割合で看護師を派遣してい

るということになると思います。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほかは。

武田委員。

**武田委員** ちょっと細かいことなんですけれども、14ページの4個目の項目のところで、就学援助金の中身、増額になってどのあたりまでしていただけるようになったのかというところで、以前に山形委員でしたか、制服の問題のことをちょっとお話になられたことがあったので、入学準備でどのあたりまでのことをできるような支給をしていて、どのぐらいの人数の方がこれを受けることになるみたいなことがもしわかるのであればお願いします。

**学務課長** まず、新入学用品費につきましては2万470円から4万600円という形で、増額を考えております。先ほどのお話があったように、制服とかに充てられるようにということを考えております。

それともう一点は、中学1年生に入学準備金という形で中学1年時に支給していたものを、今度は前倒しで小学校6年生から準備金という形で、そこに向けての支給を考えております。

以上です。

**教育長職務代理者** ご質問はいいですか。人数のこともあったかな。

**学務課長** すみません。人数につきましては400から500ということで考えております。

**教育長職務代理者** 400から500、これは小学校ですか。

**学務課長** そうです。新入学ということで400強です。

**教育長職務代理者** 新入学ということですね。

**学務課長** 細かく言いますと、小学校については約430人ということで想定しております。中学校の入学準備金につきましては、今のところ約470ぐらいということで査定しております。

**教育長職務代理者** 1学年で、今の小学校6年生で470人いると。

**学務課長** そうですね、はい。

**教育長職務代理者** が大体該当だと。

**学務課長** はい、現在小学校6年生の段階でうけている方を想定した人数ということです。

**教育長職務代理者** 就学援助金だから、これは入学時のものであって、それが前倒しで小学校のときに中学校の準備金が出されるようになるというようなお話も含めて、人数的にはそういうことで、また金額については2万から4万ですか、ざくつと言うと。というようなことです。よろしいでしょうか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 ほかは。

山形委員。

山形委員 15ページの保健体育費のところ、以前遊具等が点検でたくさん修繕をしなくては  
いけないというお話があったんですけども、この補正予算が4,280万ついているところな  
んですが、今後その修繕された後、また点検が必要になって壊れるものなので、壊れていく  
じゃないですか、そのときの例えばバスケットボールのゴールだったら使用期間が10年で、  
その間に交換するという予算立てというか、今後定期点検でというルーチンなそういう点検  
の流れというはあるんでしょうか。今回点検して、また再点検してたくさん使えなくなっ  
て大きくお金が動いたので、新しくなった後、使用期限みたいなのがありますよね。そうい  
うのを見て今後予算をどうつけるとかという、そういう計画は考えていらっしゃるのかを、  
聞かせていただきたいです。

教育長職務代理者 点検の体制ということですか。

山形委員 計画体制です。

教育長職務代理者 じゃ、この4,200万の今回の補正はこれはこれとして修繕をするから、そ  
の後の体制についてということですか。

山形委員 今回金額が大きかったので、またこの修繕がといったときに、また補正予算がたく  
さんというので、ちょっと今後のその点検姿勢がまた変わっていくのかどうかというのか、  
そういうところが知りたかったんです。

保健体育課長 定期的な点検は必要性は感じています。ただ、どのぐらいのスパンでとかいう  
のは、今それも含めて研究しています。もとになっているのが、国土交通省から、都市公園  
における遊具の安全確保に関する指針というのが出ておりますので、それでの標準使用期間  
というのをもとに、どのぐらいのスパンで事業者による専門的な点検が必要かということ  
を研究しています。

以上でございます。

教育長職務代理者 公園の遊具の基準で見直しをしているということですね。今後もその基準  
をにらみながら対応していくというお答えだったというふうに理解してよろしいでしょうか。

保健体育課長 はい。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか、いいでしょうか。



伊藤委員。

**伊藤委員** じゃ、もう一点、栗ヶ沢中学校の弓道場の火災の件なんです、この歳入のところの300万円というのは、いわゆる火災保険というか、それがおりるといことで収入に入ったのだと思うんですけども、火災の原因は私はちょっと承知していませんが、もうわかっているのですか。なぜ火災が起きたのかというのは。

**教育施設課長** 火災の原因につきましては不明でございます。原因の結果という報告も消防当局あるいは警察当局のほうからはいただけていない状況でございます。

以上です。

**伊藤委員** ただ、不明のままに損害共済というか保険ですよね、火災保険みたいなものだと思うんですけども、それはこれでおりるわけですね。

**教育施設課長** 弓道場の保険に残存価値といいますか、建物の価値に対する保険が適用になりますので、火災、原因が不明であっても保険が適用されます。

以上でございます。

**伊藤委員** 学校の施設が火災に遭うというのは非常に不幸なことだし、もしその原因等がわかれば今後同じようなことが起きないように対策をとることもできると思うんですけども、じゃ、その辺について、こういうほかに弓道場が幾つあるのかわからないのですが、いろんなそういう体育館とかそういったものに対する防災というか、防火のための施策でこれを契機に何かほかの中学校あるいは小学校も含めて、こういうことが起きないように、何か特別に対策をとられたということは、特にはないというふうに考えてよろしいわけですか。

**教育施設課長** この事故事件をきっかけにした警備体制の強化ということではなく、日常行われている機械警備の範囲の中で異常がないかどうかということを中心に警備しております。

以上でございます。

**伊藤委員** はい、わかりました。

**教育長職務代理者** 施設の話でちょっと私からも質問なんですけれども、栗ヶ沢小学校のプールろ過機というところが、それだけなのかどうかかわからないんですが、1億1,800万という大変大きいのと、それから小金北中の屋内体育館アリーナ部分に多数の雨漏り、これはもう経年劣化なのか、定期的に発生するもので、プールろ過機、それから建屋について、こういう修繕が必要になってくるのか、市内の施設がいろいろ古いところが目につき出しておまして、小金北中なんかは割と新しい学校だと思っていたんですけども、比較的。何かこうなってくるとほかが心配なのでちょっと質問です。

今回補正予算でやるということですから、ある程度緊急性も認められていてということだ  
と思うんですが、この原因については例えば地震でこうなったとか、何かそういうようなこ  
とがあつて今回の補正に入ってきたんでしょうか。

施設課長、お願いします。

**教育施設課長** 先ほどのまず話の中で、小学校の維持管理事業で1億1,800万の要求のところ  
なんですけれども、この中の主なところは、小規模の修繕、これに対する要求額が8,000万  
ほどございます。栗ヶ沢小学校のプールろ過機の改修工事については1,300万ほどの要求で  
ございますので、この中で大きなものというのは、そういうところの要因なんです、各学  
校の改修あるいは補修、それから修繕にかかわる費用というのは、小学校、中学校を合わせ  
まして約2億円ほど必要なところがございます。

ただ、今回当初予算の中で小学校が4,500万で、中学校が2,100万の中になっております。  
当然年度内の執行に対して必要となるところに、まだ行き届いていないところがございます  
ので、そういったところのための補正予算の要求になっております。時期的に何が要因が大  
きいのかというところは、日常の点検もしかりなんですけれども、業者による点検業務委託、  
そちらに報告が上がってくる内容に応じた形で修繕、それから工事、それを年度計画に沿っ  
た形で行うところもございます。

大きな原因は何かといいますと、やはり劣化の激しいもの、それから機械の更新時期、そ  
れから建物の外壁ですとか、それから漏水、そういったものが大きな要因になりますので、  
工事費がこのような形で大きな金額で要求させていただくことになっております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほかの細々した工事の積み重ねがこの科目に入っているということで、予定どおりとい  
いますか、年度の途中で状況を見ながら執行していくという中の予定どおりの部分でもある  
というご説明だったとも思いますけれども、やはり事故が起きてからではしょうがないので、  
これが2億円ぐらいずつかけて間に合っていくものかどうかというあたりについての見込み  
を施設課は、されていると思うんですけれども、ぜひ今後ともお願いしたいと思  
います。この補正については以上です。

ほかはいいでしょうか。

学務課長。

**学務課長** すみません、先ほどの就学援助について確認させていただきます。

新入学学用品費等ということで、先ほど4万600円ということをお話ししました。これは小学校です。中学校につきましては4万7,400円ということになります。昨年度が2万円台だったのが、大体倍額ということになっています。

以上です。

**教育長職務代理者** 14ページの中段の小学校のほうは4万600円ですか。15ページのほうの中学校のほうは4万7,400円ということでの補足説明です。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** ほかはないようですので、これをもちまして、質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第24号を採決いたします。

議案第24号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないものと認め、議案第24号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第25号

**教育長職務代理者** 次に、議案第25号「平成30年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

指導課長。

**指導課長** 議案第25号「平成30年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」につきましてご説明申し上げます。

内容は、平成30年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書について別紙一覧表のとおり採択する。

平成29年7月27日提出、松戸市教育委員会教育長、伊藤純一でございます。

提案理由につきましては、16ページ記載のとおりでございますが、平成30年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書について、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定により、去る7月12日に開催されました教科用図書東葛飾西部採択地区協議会にて、小学校及び中学校用教科書用図書が選定されましたので、地方教

育行政の組織及び運営に関する法律第21条に基づき、松戸市教育委員会として審議し、採択していただくため提案いたします。

**教育長職務代理者** 議事の進め方についてお諮りをいたします。

初めに、東葛飾西部採択地区協議会の状況について教育長よりご説明をいただきます。次に、平成30年度の小学校及び中学校用教科書並びに附則第9条図書についての説明をしていただき、議案の質疑及び討論の後に採決を行いたいと思います。

それでは、東葛飾西部採択地区協議会の状況について、教育長よりご説明をお願いいたします。

**教育長** 平成30年度使用教科書につきましては、去る7月12日に開催されました教科用図書東葛飾西部採択地区協議会におきまして、小中学校の教科用図書が選定されました。

簡単に今日までの経過をご報告申し上げます。

5月11日の教育委員会議におきまして、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約及び松戸市の平成30年度使用教科用図書の採択に関する方針について確認決定をしていただきました。これを受けまして、5月15日第1回東葛飾西部採択地区協議会が開催され、同じように地区の基本方針、規約等、各教育委員会の意向も含めて確認をされております。また、7月12日に第2回協議会が開催され、採択地区における各教科書が選定されたところでございます。

協議会の内容ですが、まず、平成30年度使用の小中学校教科用図書は、法律により4年間同一の教科用図書を使用することになっており、さらに平成29年7月7日付文部科学省初等中等教育局教科書課長名による平成30年度使用教科書の採択事務処理についての通知のうち、「特別の教科 道徳」以外の小学校教科用図書、中学校教科用図書については、平成30年度は平成29年度と同一の教科書を採択しなければならないとあることに基づき、資料の別紙1、別紙2にあるように、平成29年度と同じものを使用することで全員一致の選定がされました。

次に、「特別の教科 道徳」の小学校用教科書につきましては、同じ通知の中に平成30年度使用教科書を新たに採択するとあることに基づき、採択協議会が委嘱しました専門調査員の報告と協議員による審議を経て、投票により別紙3のように選定されました。

また、特別支援学級で使用される学校教育法附則第9条の規定による教科用図書につきましては、毎年採択をすることになっておりますので、採択協議会が委嘱しました専門調査員の報告と協議員による審議を経て、別紙4のように附則9条図書が選定されました。この後、

本市教育委員会会議において、本市の学校教育指導方針を踏まえ、小学校、中学校用教科用図書並びに附則 9 条本をご審議の上、採択いただきたく存じます。

なお、参考といたしまして、公正な採択に向けて当教育委員会会議及び各市の採択会議は、8月31日までは非公開であることが確認されました。また、地区協議会の選定結果は、最大限尊重することとされており、本市採択に関する方針においても、原則同一の教科書を採択することになっておるところでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

教育長より、東葛飾西部採択地区協議会におけるこれまでの経過についてご説明をいただきました。

引き続き平成30年度使用の小学校及び中学校用教科用図書及び特別支援用図書並びに拡大図書について説明をお願いいたします。

指導課長。

**指導課長** それでは、ご説明申し上げます。

初めに、平成30年度の「特別の教科 道徳」以外の小学校教科用図書、中学校教科用図書につきましては、教育長からもありましたように、教科書無償措置法第14条及び同施行令15条に基づき、平成29年度と同一のものを採択しなければならないことになっております。よろしくをお願いいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

教育長と指導課長から説明がありましたとおり、道徳を除く小学校教科用図書並びに中学校教科用図書については、本年度のものと同じものを使うということで、東葛飾西部採択地区協議会では決定しました。また、平成30年度から小学校教科用図書として道徳が加わること、学校教育法附則第9条図書については、毎年採択されるとの説明がありました。

それでは、引き続き平成30年度使用の道徳の教科用図書及び学校教育法附則第9条図書についての説明をお願いいたします。

指導課長、お願いいたします。

**指導課長** それでは続いて、「特別の教科 道徳」の小学校の教科用図書についてご説明申し上げます。

先ほどの説明にあった法律に基づき、新たな採択となり、採択協議会が委嘱した専門調査員の報告と協議員による審議を経て、別紙3のとおり選定をされました。

次に、附則9条図書につきましては、教科書無償措置法第14条及び同施行令15条から除外されますので、毎年度採用されることとなっております。特に、別紙4、備考欄の米印の5冊につきましては、今年度新たに加わったものです。

特別支援学級におきましては、検定教科書以外にも児童の実態により、それらを使用することが適切でない場合は、下学年の教科書も使用できます。さらに著作本、星本と呼ばれる文部科学省著作教科書を使用することも可能です。この本は、国語、算数（数学）、音楽の3教科が用意されています。また、これらが実態に即さなければ、学校教育法附則9条に基づいた図鑑、絵本等の一般図書を使用します。以上を踏まえて、特別支援学級で使用される教科書は、児童生徒の実態に合わせて校長の責任で選定することになっております。

また、松戸市は学校教育指導方針において、特別支援教育の充実のために個々の児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するよう組織的、計画的に指導、支援する方針です。そのためにも、実態に合わせた教科書の使用が重要と考えます。これらを勘案し、教科書の選択幅を広げ、松戸市の特別支援教育を充実させるためにも、別紙4の学校教育法附則9条図書を採択したいと考えます。

以上、説明とさせていただきます。

この後、東葛飾西部採択地区協議会で選定された「特別の教科 道徳」の小学校の教科用図書及び附則9条図書の新規本につきまして、各担当から説明させていただきます。

**教育長職務代理者** 続けてお願いします。

**指導課指導主事** 指導主事、西野です。

今回文部科学省の検定に合格した道徳の教科書は8社あります。8社の教科書はいずれも考え議論する道徳への質的変換を意識して作成されており、問題解決的な学習、体験的な学習など多様な道徳学習を取り入れ、さまざまな学習活動を通して子供がみずから考え、会話を通して考えを深められるような内容となっております。また、いじめや情報モラルなどの現代的な問題についても題材を多数取り扱っております。思いやりのある豊かな心の育成、言語活動の充実という点からも、松戸市の教育施策にふさわしい教科書であると考えております。

それでは、各教科書の特徴について説明いたします。

まず、学校図書の教科書からになります。教材文を集めた読み物と発問や活動を集めた活動の2分冊形式を導入しております。発問を見ないことで先入観なく教材文の世界に入るこ

とができたり、クラスの状況にあわせて発問をアレンジしたりすることができるよう工夫されております。

また、道徳価値をより実践的なものとするために、道徳的諸価値を自分で見つけ、広げるページを活動の特設ページとして内容、項目ごとに設定しております。教材文と組み合わせて学習の導入や終末、また予習復習の教材として活用できるようになっております。

例えば2年生の活動のページ、附箋1番がついていると思うんですけども、見ていただけますか。附箋の1番のところ9ページのところです。

授業の導入の部分で、自分の生活を振り返ってから、附箋2番ですね、次に106ページの教材をやることによって、教材文を自分に引き寄せて考えることができるような工夫となっております。

次に、教育出版です。3年生の教科書を中心に説明させていただきます。

生命を尊重する、いじめをなくす、情報モラルを守るの3つを重要項目としており、全学年でこの3つの内容を学ぶ構成となっております。

まず初めに、3年生の教科書の附箋1番、7ページをご覧ください。

授業の流れに沿って学習を整理するために、教材ごとに学びの手引きが配置されています。教材の理解を深める問い、道徳的価値に対する問い、今後の行動への示唆など、先生方が各学級の実態に応じた授業を展開することができるようになっております。

続いて、3年生の教科書の附箋2番、53から54ページをご覧ください。

道徳的諸価値を実体験を通して理解し、行動化を図る上で大切なモラルスキルトレーニングの教材になります。このような教材が全学年にわたって配置されており、多様なスキルの育成につながる内容となっております。

次に、光村図書になります。

こちらも3年生の教科書を中心にお話しさせていただきます。

自他の命、草木や動物たちの命、全ての命を慈しみ大切に思うことが道徳科の究極の目標であると考えており、全学年の巻頭に「みんなで生きてる」の詩が掲載されております。

初めに、3年生の教科書の附箋1番、42から43ページをご覧ください。

1年生は1年間を3つ、それ以外の学年は1年間を4つの学習のまとまりに区切り、それぞれのまとまりの終わり4カ所に、学びの記録が設けられております。毎時間学んだことを書きとめることにより、子供は自分の学びを振り返ることができ、自分の成長を実感することができます。教師は評価の材料として活用することもできます。

続いて、3年生の教科書の附箋2番、9から15ページをご覧ください。

こちらは情報モラルなどの現代的な課題について、教材とコラムのユニット構成となっております。教材とコラムを通して、子供たちが現代的な課題に触れ、物事を多面的、多角的に考えることができるよう各学年配慮されております。

次に、日本文教出版になります。

こちらにも3年生の教科書がメインとなります。

3年生の道徳の中を見ていただくとわかるように、ページの右下に毎時間、自分の考えだけでなく友達のことを書き込むスペースがあります。自分の視点だけでなく、いろいろな人の見方や考え方に気づくことができるように工夫されております。

また、3年生のノートの附箋1番、40から41ページをご覧ください。

こちらには保護者の記入欄、これが全学年の巻末にあり、学校と家庭との連携が図れるような構成となっております。

続いて、附箋2番、56ページをご覧ください。

ページの一番下にdのマークがついていると思うんですけども、このマークがついた教材については、日本文教出版のホームページ上の映像や画像でさらに学習を深めることができるようになっております。

次に、光文書院です。

こちらにも3年生の教科書をお願いします。

こちらの附箋1番、目次をご覧ください。

他社と同様に35時間分の教材が記載されているんですけども、最後の紫色で囲まれている「ふろく」という欄、そちらのほうにさらに5つの教材が記載されております。これは各学校が指導の実態に応じて教材を組みかえることができるようになっているものとなっております。

続いて、すみません、一度5年生の教科書のほうをよろしいでしょうか。

附箋2番です。75ページになります。こちらでは、教材で学んだことを読書活動につなげる工夫がされております。一番最後のところにそういった言語活動につなげるということで、構成のほうに工夫されております。そして合理的配慮の面から見ると、教科書の大きさ、A4判に近い大きなサイズで作成されており、見やすい紙面となっているのも特徴です。

次に、学研になります。

こちらのほうにも3年生の教科書をお願いします。



附箋1番の8ページをご覧ください。

この教科書では子供が自ら主体的に課題を発見し、解決する資質や能力を培うことを重視しております。そのために本文の前に主題名、こちらのほうが記載されておられません。全ての教材でこのような構成となっております。

続いて、3年生の教科書の附箋2番、62から75ページをご覧ください。

本教科書は、内容項目、生命の尊さの教材が全学年に3教材ずつ配置されておりますが、さらにほかの内容項目と関連して、命を考えることができる連続した教材3点の複数時間の扱いとなっており、生命の尊さを多面的に考える授業も可能な構成となっております。光文書院と同じく、こちらもA4判に近い大きなサイズで作成されており、見やすい紙面となっております。

続きまして、廣濟堂あかつきです。

こちらも本冊と別冊ノートに分かれて構成されております。別冊ノートは授業の事前、事後、導入、終末など、指導者の授業プランや児童の学習状況に応じて柔軟に活用することができます。

なお、本冊の巻末に収容できる仕組みとなっており、持ち運びや保管の際の煩わしさがないうよう工夫されたつくりとなっております。

続いて、3年生の本冊と別冊の附箋1番をご覧ください。

本冊のほうです。そちらのほうが90から91ページ、別冊のノートのほうが18から19ページになります。挨拶などの道徳的行為に関する体験的な学習や役割演技などの表現活用を通して、道徳的価値について、より深く考えることができる教材を積極的に掲載しております。

また、最後のページには、心のしおりがあり、児童が教材別、内容構成別に自己評価することができるように工夫されております。

また、定期的に保護者の方にノートを見てもらうことによって、家庭との連絡を図ることができるようになっております。

そして最後、こちら今回採択された西部採択地区で採択された東京書籍になります。

まず3年生の教科書の附箋1番、4から9ページをご覧ください。

導入に役立つオリエンテーションのページが挿入されております。今回の教科化によって学習指導要領、「特別の教科 道徳」の目標が、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるということになりました。

この目標を踏まえた道徳の学習の流れをつかむことができるよう、4つのステップを踏まえて説明されております。

また、考え、議論する道徳を実践するに当たり、重要視される活動は話し合いです。自分の考えを素直に言える環境をつくることが重要になってくるので、このページで話し合いをする際の留意点もまとめられております。

また、道徳の時間が始まるよでは、道徳での学習活動をイラストで紹介し、授業のイメージや学習意欲が膨らむよう工夫されております。

次に、附箋の2番の29から36ページをご覧ください。

道徳が「特別の教科 道徳」として教科化に至った大きな要因の一つが、深刻ないじめ問題です。ここではいじめをしない、許さない心を育てるための教材、いじめのない世界を3つの要素から組み立てております。

最初に、扉のページでイラストや言葉、文章を使って子供たちに、これからいじめについて考えるという意識づけを行います。次に、いじめを直接的に扱った直接的ないじめの教材、そして最後にいじめを直接的に扱わない間接的教材が掲載されております。間接的な教材を組み込むことでいじめをしない、許さない心を友情、信頼や親切、思いやりなどの道徳的価値によって下支えしていくことができるよう、内容構成となっております。

また、いじめ以外の今日的な課題への取り組みとして、情報モラルが上げられます。

附箋3番の148から150ページをご覧ください。

そこでは、夏休みの自由研究という身近な話題で著作権について触れ、規則の尊重の大切さについて考える題材が記載されております。

次に、附箋の4番、151から154ページをご覧ください。

今回の道徳の教科化により、評価を通知表などに文章で記載することになりました。振り返りのページを活用することにより、授業中の子供の様子や発言だけでなく、1時間の授業や各学期、1年間の振り返りの文章を手元に残しておくことができるようになっております。

子供たち一人一人の記録の積み重ねから、それぞれの気づき方や考え方の変化を読み取ることができ、評価に活用できる構成となっております。

また、子供たちにとっても振り返りのページは、自分の言葉を改めて見直すことで、自らの変化や成長に気づくことができます。さらに自分の意見や感じ方を文章で表現することは、道徳における大切な言語活動にも結びついております。

最後に、4年生の教科書の附箋5番をご覧ください。

ページ数が103から106ページです。

今まで多くの副読本で掲載され親しまれてきた定番の教材、こちらのほうが今回の教科書にも幾つか掲載されております。その定番教材の一つが、104ページから載っている「お母さんの請求書」です。この作品はもともと「ブラッドレーのせい求書」というタイトルですが、あえてお母さんのとすることで、子供たちは教材文を身近に感じることができるようにつくられております。そして子供たちは教材文の主人公とお母さんを自分と自分のお母さんに重ね合わせながら、自分の考えをしっかりと持ち、発表できるよう配慮されております。

また、今までの副読本や他社の教科書では、「お母さんからの請求書」を見た主人公が深く反省している様子、お母さんに駆け寄り言った言葉もはっきりと書かれております。ですが、今回の教科書については、その部分を排除しております。これは今までの道徳の授業でありがちであった主人公の心情理解のみにとどまらず、子供たち自身が家族とはどういう存在かについて考え、自分ならお母さんにどんな言葉をかけるだろうかをしっかりと考えて発表させることを意図して作成されております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**教育研究所指導主事** 教育研究所指導主事、椎橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、特別支援教育の教科用図書について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

学校教育法附則第9条の規定による図書は、文部科学省初等中等教育局通知により、毎年異なる図書を採択することができます。これらは特別支援学校及び小中学校の特別支援学級において、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書、いわゆる星本を使用することが適切でない場合は、文部科学省初等中等教育局教科書課作成の一般図書一覧から、図書の内容、組織、配列、表現、造本等について、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級の児童生徒の実態に応じた適切なものであると認められる場合について選択されるものでございます。

今日参考に、星本といわれる文部科学省著作教科書の算数（数学）を持ってきております。参考にご覧くださいませ。

それでは、平成29年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧には、新たに今年度5冊の図書が選定されております。このお手元の資料の米印がついている5冊の本でございます。この5冊の本について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、小学館の「ドラえもんちずかん1につぼんちず」と「ドラえもんちずかん2せかい

ちず」でございます。この絵本は子供たちに親しまれているキャラクタードラえもんが、日本や世界中の名所、名産、伝統工芸を紹介するものであり、随所にクイズなどがちりばめられており、楽しく日本や世界の地理が学べるようになっております。そのような本です。

次に、ひかりのくにから出版されているマナーやルールがどんどんわかる「みちかなマーク」という本は、忍者が施設のマーク、それからコンビニエンスストアのロゴ、さらに環境を守るエコマークなどを紹介するもので、実生活で役に立つマークを学習することができます。

さらに4冊目の学研、「あそびのおうさまずかん12」、「リサイクル工作」は空き缶やペットボトル、それから新聞紙などで、ドラムなどの楽器やおもちゃなどのつくり方、遊び方がイラストや写真で説明されています。図画工作などの時間に使用できる内容になっております。

さらに、小学館の「あーとぶっく・ひらめき美術館第1館」は、モナリザ、それから浮世絵などの名画を興味深く紹介しております。美術の時間などの鑑賞などに使用できる内容になっております。

平成29年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧にある新規の5冊につきましては、いずれも特別支援学校及び小中学校の特別支援学級における児童生徒用の教室に適した、教育に適した内容であると認められます。

なお、松戸市内の小中学校では、学校教育法附則第9条の規定による一般図書は使用されておりません。このほか視覚障害者教育用図書として、拡大教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書として選択することができます。これは弱視の児童生徒のために検定済教科書の文字や図形を拡大したもので、通常学級に在籍する児童生徒が使用することも可能です。市内でも11名の児童生徒が拡大教科書を使用しております。ちなみに、先ほどの星本については、小学校3校、それから中学校におきましては7校の知的障害の特別支援学級で使用されております。

以上で説明を終わりにします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。以上でしょうか。

これで一通りご説明をいただきました。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員は公務が重なっておりますので、行かなければなりません。議案とすると一本ですので、全体を最後採決一回で済ませるものと認識しておりますので、議論は分けましよう

か。

まず、道徳以外の科目については、昨年度のものを使用するという点については、ここは特にルール、手順がそうなっておりますので、よろしいかと思えます。

それから、9条本と拡大教科書等、ここについて何かご意見、ご質問はありますか。よろしいですか。よろしければ一旦ちょっとじゃ置いて、何かあればまた。

そうするとあとは道徳でよろしいですかね。道徳が今回新規の採択ということで、初めての採択ということになります。西部採択地区協議会において東京書籍のものを、その協議会としては決定をしてきましたので、これを松戸市の教育委員会として採択するという場面です。

ご意見、ご質問、あるいはそれぞれ時間をかけて下見をされてもいらっしゃると思えますので、さまざまご意見をいただいて、それを今後の指導の中でも生かしていただけるかとは思いますが、何なりと意見を出していただければと思えますけれども、いかがでしょうか。

伊藤委員、時間がなくなるといけませんので発言して下さい。

**伊藤委員** 全部をきちっと比較していないので、あまりはっきりしたことは申し上げられないですが、今日見せていただいたり、あるいはご説明をしていただいたのを聞いた限りでは、東京書籍の「新しい道徳」は、何というか、余り奇をてらったようなところがなくて、非常にオーソドックスに、いろんな問題、学年に応じた問題を提起して記述して、子供たちに深く考えさせるというか、そういうプレゼンテーションがされているので、特にこの東京書籍の本をご推薦いただいているのであれば、私自身としては素直に受け入れられるような印象を受けております。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

もう二、三分大丈夫でしょうか、そのほかの方の意見も。

山形委員、どうでしょうか。

**山形委員** 初めて教科書を見せていただいて、私は子供がいるので、自分の子供にどんな視点でというのと、自分が子供だったらどのような教科書がいいかなと思いながら読ませていただきました。今回専門家の方等が東京書籍の本を西部採択地区協議会で採択されたものも読ませていただきながら、この中で一つはアクティブラーニング的な引き出す質問がある教科書があって、その一つ一つ同じテーマを持っていても、質問によって引き出されるものが違うんだとか、そういう価値観の違いとかを多く感じました。

一つ題材の中で、うそをつかないという金と銀のおのが池に落ちて、女神が出てきてとい

うので、子供たちの質問が「うそをつくのはよくないけれどもどうする」というのもあれば、「正直に言ったらどうだったかな」というのと、教科書によっては同じテーマなのに、うそをついたらというのと、正直に言ったことで想定されるというのが、同じテーマだけれども、そういう質問によって変わるんだなというのを感じておりました。

私自身、肯定的な引き出すような質問をしている教科書が、これも価値観の違いだと思うんですけども、私自身この教科書が使ってみたいなというような、私的な意見ですけども、そういうふうに感じました。

**教育長職務代理人** ありがとうございます。

そのほかいただきましょう。

市場委員、いかがでしょうか。

**市場委員** 教科書を見て本当にどれぐらい違うのかなと、余りイメージができないかなというのが実際なんです。道徳の教科書というと、教材を読んで、児童が考えた意見を述べましようというような、構成が多いと思います。子供は読めばこういう答えを期待されているんだろうなというのが、大体わかるものなんだと思うんですね。ですから教科書に沿っただけでもよくないだろうなと思います。実際の授業をどうやっていくのか、先生の手腕が問われる授業になっていくんだろうなと思います。

**教育長職務代理人** 私も同じような感想を持っていまして、我々が副読本として読んでいた道徳のものに何か似ているんですね。だからよくないのかどうかなんですけれども、答えがある程度想定できる、わかったストーリーを見てどう思いますかと言われたら、もう大体何となく答える、思い浮かべることがあるような気がする。そういった意味では、何かちょっと新しみがなと。新しみというのは何なのかというと、やはり小学校のときに、低学年は難しいと思うんだけど、特に高学年になっていけば、もっと答えの出にくいテーマについて議論するとか、あるいは1時間に1話ずつこなしていくということがどうなんだろうとか、余りにも教科書で誘導的に誘導されてしまうということが、本当にこれが道徳の教科としていいんだろうとか、そういったことを感じるという意味では、市場委員おっしゃったこと、なかなか難しいですね。これは教科書だけ比べて、いい、悪いというよりも、先生方の力量を問われると、そんなところは非常に感じました。

武田委員。

**武田委員** そうですね、一日参考図書を見に来させていただいたんですが、各社大分違うなというふうに私は感覚的に受けました。後感としては、先生に向けて授業を誘導しやすいよう

な最後の手引きをつくっている教科書と、全くそういうものをつくらないことで、先生たちとか指導要領に問われるところをきちんと導こう、導こうというんじゃなくて、課題の文章の中から、ぜひ子供に見つけてほしいという感覚なのかなという、その差が結構あったなというのが感想です。

それと、文章を同じ文章は使っても、原文にすごく近いものを載せているところもある一方で、その作家の意図が果たしてここまではしよった文章にしたら伝わるんだろうかというふうに思うような簡略化した文章の載せ方をしているところもありました。作家の意図をきちんと伝えようとして文章を参考文章として載せているところとの差が結構大きかったなというふうに感じました。

どっちがいいか、どっちが悪いかというのは、私は先生の立場に立ったことがないので、広過ぎたりあるいは難しかったりすると授業が進めにくいのかなとか、その辺のところの塩梅というのは、教える側の人になってみないとわからないので、一概にいいとか悪いとか言えないんですけども、子供を信じるという意味では、余り文章を簡略化し過ぎて、そうすると簡略化し過ぎればし過ぎるほど、答えってだんだん確定されていくような気がするんですよね。だから、それを簡略化するのも先生の力量なんじゃないかなと思いながら読んでいたけれども、これは大人の視点なのかなと思ったりもしました。

あと、結構気にして見させていただいたのが、「個性の伸長」という項目のところなんですけれども、取り扱う事例がすごく大きく分かれているなと思いました。偉人のエピソードを使うパターン、身近な偉人、いわゆる近年に起きたノーベル賞受賞者とかあるいは、すごい昔のマザー・テレサだとか取り扱うかと思いきや、学内のクラス内のエピソードのみに終始しているところなんていうのもあって、これは何かバランスが一番ばらついている項目だなというふうに感じました。

あとそうですね、いいなと思った点はどれとは申しませんが、プラスアルファの考え方を追加させる項目を結構載せている教科書と、そうではないものがあって、すごくいいなと思う文章がそこに多かったものですから、その授業の項目の数はみんな決まっているので、それ以外で載せている付録の文章みたいなものも、すごく大事ななという視点で見ると、優秀だなと感じたものが2社ぐらいありました。

すみません、何か抽象的なことを言って申しわけないんですけども、そのぐらい、全部いいところと悪いところがないまぜで、低学年の教科書ですごくいいなと思うものが高学年で余りよくなかったりとか、低学年でよくなかったんだけど、意外と5・6年生のはい

いなと思ったりとか、本当に決められなかったというのが現実なんで、決めた方のご苦勞を  
すごく感じました。

以上です、すみません。

**教育長職務代理者** 教育長、最後にコメントしますか、今コメントしますか。とりあえず1回  
コメントを。

**教育長** とりあえず1回。私は、やっぱり教員だったので、しかも教科書になったじゃないで  
すか、副読本ではなくて。教科書とは、という視点が一番見る側としては大きかったです。  
教科書なのにもう答えをきちんと導いているような部分というのは、私は教科書としてはい  
かがかなというふうに思います。これを使ったら、私は違う方法で授業をしたいのに、この  
題材だったら、こういうふうに表記してあったら、と考えるともう自由がきかない。では教  
員は学生でもいいんじゃないのかと思うくらいの教科書会社もあるし、ぽんとオープンエン  
ドで、この後どうやればいいかは本当に教員の力量次第だなど、あるいは子供たちの質次第  
だなど、そういうふうな教科書会社もある。

そういう意味では、すごく差がありました。でも、その辺は恐らく教科書会社も初めてだ  
ろうし、試行錯誤したと思います。また、かなり文科省の指導もあったと聞いているので、  
どっちが強かったのかななんて想像しながら見ていたんですけれども、恐らく来年度またこ  
の道徳の教科書は採択しなければいけないので、今年のこの採択状況とか、いろんなプロか  
らの意見とか一般の方からの意見によって、また質が変わっていくのかな、中身が変容して  
いくのかなというふうには今は思っております。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

もうちょっと話を深めたいんですが、ちょっと余り皆さん触れていないですけれども、体  
裁、造本について、大きく分けると分冊を採用している、ノートとか分冊とか、いわゆる別  
冊を採用しているところがあります。それからあと、大きさが違うところがあります。大き  
さは大して違わないといえば違わないのかもしれないですけれども、どれもランドセルには  
入るんでしょうが、大き目なところと小さ目なところがある。分冊もあります。こちら辺の  
使い勝手というあたりについては、何かお感じになりますか。

山形委員。

**山形委員** このワークブックがついているのとついていないのと比べもあつたんですけれども、  
ワークブックのページ数がばらばらなのと、例えばここは10ページで、そうしたらめくって



いったらとんで、別のページ、この下のルビみたいな感じで何ページを開いてくださいみたいなのがあったんですね。それって低学年にはとても負担になるんじゃないかなと思います。ただ、順番どおりになっているワークブックも中にあったり、あと教科書内に記入ができるものできないもの、そういうのも違いを感じました。それでこう……

**教育長職務代理者** どちらかという、そうすると別冊のやつは。

**山形委員** 別冊のほうが、私個人的には順番どおりの別冊があることによって記入もしやすいのと、あと教科書と連動しているので、学ぶときには楽にというか、子供が「このプリントどこにいったっけ」ということがなくなるので、いいのかなとは私は感じていました。ただ、その順番がばらばらのワークブックはちょっと使い勝手は高学年はいいけれども、低学年は難しいんじゃないのかなと思いました。

あと、漢字表記も1年生で平仮名だったりとかルビを振っているところとかも、いろいろ違いがありました。1年生でも後半になると少し漢字が出てくるけれども、その後半を早目に課題があったとして、このテーマをクラスで何かあったときに、これを早目にやろうといったときに、またその漢字が出てくるのか、そういうところなんか、ルビは振ってありますけれども、共通していないんだなというのは感じました。

**教育長職務代理者** 今出ている東京書籍は別冊ではありません。

**山形委員** 別冊はないんです。

**教育長職務代理者** うん、という前提で。

関連して何かありますか。

武田委員。

**武田委員** 感じたのが、文章だけじゃなくて、挿絵の部分で感情を誘導してしまうような絵って結構あるんですよ。何ていうのかな、描いてあるキャラクターの顔の表情だけで、子供ってそっちに目がきつと行ってしまっ、そう思ってしまう。それをどこまで考えていたかなとすごく思うところと、具体的に言うのも難しいというか、私としては後感はあるんだけど、それが絶対ではないので、ここではちょっと言いません。あとこの絵を入れたがために印象が深まるカットとかもあったりして、そういうところをもう少し細かく検証してほしいと思いました。今の副読本とか、この別冊になっているのがどうかとか、手引きとかそういうところには目が行くんですよ、絶対に。だけど、それよりもむしろ本文の中に横とかに添えてあるイラストの絵の違いってすごく、同じ文章が載っているものでめちゃくちゃ違って感じるんですよ。

**教育長職務代理者** そうしたら、それは東京書籍は割とどうなんですか。

**武田委員** それに関しては私自身の言葉を言うのは控えます。

**教育長職務代理者** ああ、そうですか。この後採決になりますので、丸かバツかになるんです。

どれかわからない話をお聞かせになった上で、もし例えば改善、こうすべきでないかという  
ようなご意見があるのであれば、今の挿絵ももう少し……

**武田委員** じゃ、東京書籍について……

**教育長職務代理者** もう少し具体的に言っていた方がいいが……

**武田委員** じゃ、具体的に自分の考えを言うと、東京書籍は私の考え方では、高学年はすごい  
いいなと思ったんですよ。だけど、1年生の、はっきり言ってしまっているのか。49ページ、  
カボチャのつるの絵とか、ほかの会社の教科書の絵と見比べてほしいんです。それと、もと  
もと擬人化ですよ、これって、それ自体が非常に難しい。それと、オオカミのお話ですが、  
この原文でさえも短い文章なのに、結構端折って簡略化し過ぎてしまっているなというのが  
後感だったんです。

どちらも挿絵で登場するキャラクターの顔の表情の描かれかたに各社差が大きく、東京書  
籍は、絵で感情を誘導しているなと思いました。どうなんでしょう、現場の先生というのは、  
子供たちというのは文章に集中しているのかカットを見ているのか、そのあたりというのは、  
私が子供のときは絵ばかり見ていた子なので、殊更にちょっとどうなのかなという風に思っ  
てしまうのかもしれない。あと先程山形委員がおっしゃっていたルビの問題ですよ。東京  
書籍さんは非常に優しくしていらっしゃるほうの教科書でした。漢字も全部入れて、ルビ  
を振っている。片仮名にまでルビを振るのが普通なんだと、私は初めて知ったんですけれど  
も、「漢字にルビ」を振ることで、教科書に記載されているものをきっかけに、学習意欲の  
高い子はもっと知りたいと知識欲が高まるのではないかという部分で、もしかしたらちょっ  
とハードルを上げてしまうのかもしれないけれど、そういうものがさりげなくあってもいい  
のかなと思いました。

**教育長職務代理者** 一旦切りますか。

**武田委員** はい。

**教育長職務代理者** 市場委員、もうちょっと絞らないでお聞きしましょう。

**市場委員** ごめんなさい、ちょっと特に何についてですか。

**教育長職務代理者** 西部採択地区で、これを選定してきましたので、あそこはここで丸かバ  
ツかで、バツであればもう一回持ち帰って西部採択地区でもう一回全部やり直すという作業

に、やったことはないですけれどもなる。我々はじゃこれをもって松戸の小学生が道徳の授業が始まるので、来年、それについて責任を負わなければなりませんから、そういった観点で、ある程度東京書籍はやっぱり意識して議論しないと、そのよいところあるいはもっとこう、このように活用されたらいいんじゃないかというようなことも含めて、あるいはこういうほかのいいところは何でないんだろうとか。例えばそういうようなことも含めて最後に採決に至るかどうか、ちょっと見てみたいと思います。

**市場委員** そういう意味ですか。さっき答えを誘導するような教科書があるんじゃないかというような話がありました。教科書の中には、比較的誘導しないオープンな問いで終わっているものもある。東京書籍のものは、どっちかというと、誘導の少ないほうだと思います。誘導が全くないというのも、先生はやりにくいのかなと思うので、そういう意味では、バランスが良いと考えます。教科書の中には、とても多くの文章を書かせるものがあります。

**教育長職務代理者** 升目まで入っているというのがね。

**市場委員** あそこまでやるのも程度が過ぎると思います。余り根拠のある言い方はできないんだけど、比較的バランスがいい教科書で、松戸市で使用する教科書として、適切と考えます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

まず例えばそうですね。あと人物を、身近な人物というか、実在の人物を割と取り上げているところと、そうじゃないところに差があるとおっしゃった。この教科書はどちらかというところ、それも少ないですかね。

武田委員、どうぞ。

**武田委員** 少ないというか、取り上げているテーマとしては悪くないとは思ったんですけれども、いろんな捉え方があるなと思いました。東京書籍ではないところで1カ所、個性の伸長ということで捉え方がちょっと私にはぴんとこないというのが2社ほどあったんですね。だから、何がいいかと言ってしまうと、一冊一冊じゃなくて、1年生から6年生までの採択になるので、非常に難しく、どこもやはり一長一短なんです。低学年に対してすごく、いま一つだなどと思っても高学年のほうがよかったりするので、その辺のバランスというのはきっと先生方経験者の方がこの採択をしてくださっていると思うので、逆にいうと、私は親の経験もないので、ちょっとそこがわからないんだけど、ただこの昨今道徳に限らず挿絵がすごく多いんですよね、どんな教科書でも。それは気になってはいるんです。そういうものが果たして本当にどういう子供も学習向上に努めて有効になるのかというのは、

非常に考えるところが大きいんですけれども、事、道徳というのは、一般の教科とは違う教科なので、そういう心の動きはどうだろうみたいなものを扱う教科だからこそ、よりそういうところに細心していただいたほうが今後はいいのかなというふうに希望的には思っています。

**教育長職務代理者** それぞれの特徴を踏まえて、ご意見を出し尽しましたら採決に移っていきたいと思います。出し尽した上で西部採択地区協議会での下敷きにせざるを得ませんので、それで採決しますけれども、出すべきご意見はここで出していただければ。

山形委員、ありますか。

**山形委員** 今、教育長からお話を伺って、その先生、教科書としての部分だと東京書籍の場合、投げかけの言葉がシンプルでは、ほかの動線を引くような、動線の引き方もいろいろさまざま、グループワークを持ち込んだりとか劇をさせたりとかあるのは、低学年1年生に金と銀のおの話をちょっと劇はできないんじゃないかというような部分があったりとかするので、その学年の部分なんかは東京書籍さんは、その部分で私は疑問は思ったところことはなかったんですけれども、その投げかけが今回教科化となって初めての教科書として余計な投げかけ、動線を引き過ぎていないという部分では、この導入だけというところが西部採択地区で協議された中でも、きっと一番目に行った部分だったのかなと改めてもう一度見直します。

私は本当にシンプルに親とというか、本当に小学生がいますので、娘たちが学ぶときにちょっと授業なんかを想像してグループワークの仕方とかの、ある意味動線、私のほうは動線があったほうが子供たちは学びやすいのかなとか、アクティブラーニング的なもっていき方をしていた教科書があったので、これだと意見もしやすいんじゃないかなというところも何となく感じていたんですが、逆にそれが多過ぎる情報としてというところで、悩んでいるというか、でもこのシンプルな設問の中で先生たちの技量というのもまたさまざまですし、価値観の多様性もあると思うんですけれども、そこから広がっていくものが、逆にここの動線をシンプルにしたことで広がりやすいのかなというのも改めて感じて、もう一度見ていました。

**教育長職務代理者** いろいろ意見を出していただきましたけれども、時間が大分来ましたので、教育長、コメントがあれば。

**教育長** いや、もういいです。

**教育長職務代理者** はい、皆さんからおっしゃっていただいて、いろいろな下調べもしていただいた上で、大変難しい選定だと思うんです。ほかの教科も簡単ではないですけれども、道徳という新たなことですし、評価は点数をつけるわけではないとはいえ、大変どのように運

用をされるかもわからない中での選定作業ですけれども、一応別紙3のとおり、今このように西部採択地区協議会から上がってきたというところであります。

別紙1、別紙2、別紙3、そして別紙4の1、4の2ですね。ここまで全体に関して何かご意見ありますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** それでは、ご意見が出尽くしたようでございますので、これをもちまして、質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第25号を採決いたします。

議案第25号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第25号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第26号

(以後、秘密会)

---

**教育長職務代理者** 議案第26号につきましては、原案通り決定いたしましたことをご報告いたします。

本日、予定していた議題は以上でございます。

---

#### ◎その他

**教育長職務代理者** それでは、その他に移ります。

事務局より何か。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** 委員の皆さんからいただきたいと思いますが、この間のことで、せっかくの機会なので、ちょっと言います。

これは総合教育会議で六実の事件の後に、総合教育会議を開かれてマスコミも入りまして施策の点検をいたしました。私はちょっと施策全体像がわからなかったの、模造紙にカードワークをやって、それぞればらばらでやっていることが体系的になっているのかというこ

とをちょっと自分なりに検討してみました。それについては教育委員の皆様と今日始まる前に5分ほどお話しして共有させていただいたところです。施策の全体像というのはわからない、私たちは全てはやっぱりわかるものではないと思うんですが、ぜひ市長部局の特に安全を担当する課では、いろんな連携をとっていただきたいなというのが趣旨です。

多岐にわたるんですね。赤い色は市長部局で、緑が教育委員会で青が学校の分担するものだろうという私が担当課の名前を見て分けたんですけれども、やっぱり見守りとかは市民の町会・自治会等も大変かかわってきますので、こういったものについて今後、より広く知見を集めて連携をとっていただきたいなと思って自分で自習をしてみたというところであります。一応ご報告をさせていただきます。

それと、そのほか報告はいいですか。

**山形委員** 山形が、8月4日の日に幼児教育の視点のところで、幼稚園、保育園、こども園の見学、視察をお願いしまして、8月4日の日にこども園さんと公立の保育園さんのほうに見学をさせていただきます。また、次回の会議のときに報告書をまとめて報告させていただけたらなと思っております。

**教育長職務代理者** そのほかよろしいですか。

(「ありません」の声あり)

**教育長職務代理者** なければ、じゃ、以上で終了いたしまして、議事進行を教育長にお戻しいたします。

**教育長** 次回の教育委員会会議の日程について、事務局、お願いします。

**教育企画課長** 平成29年9月定例会でございますが、平成29年9月6日の水曜日、午後2時より、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

**教育長** よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** それでは、確認します。

平成29年9月定例教育委員会会議は、平成29年9月6日水曜日、午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

---

◎閉 会

**教育長** 以上をもちまして、平成29年8月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

閉会 午後 5時15分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員